会社役員賠償責任保険普通保険約款

（クレームズ・メイド）

この保険契約において、各条項の見出し文を除き、ボールド体のかぎ括弧（「」）でくくられて使用される用語は、この保険契約で定義された特有の意味（条項2．用語の定義を参照）を有します。この保険契約において特に定義されない用語は、標準的用法に従い解釈されるものとします。

「当会社」は、**「保険証券」**に記載される保険料の支払いを約因として、**「申告書」**およびこの保険契約のすべての条件にもとづいて、**「被保険者」**および**「会社」**と以下に記載のとおり約定します。

1．　てん補責任

担保A.

「当会社」は、**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）に起因して、**「保険期間」**中または**「延長報告期間」**（適用される場合に限ります。）中に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**につき、**「被保険者」**が被るすべての**「損害」**をてん補します。ただし、**「会社」**が**「被保険者」**に対してかかる**「損害」**の補償を行う場合、**「当会社」**は、かかる補償がなされた**「被保険者」**の被る**「損害」**をてん補しません。

担保B.

「当会社」は、**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）に起因して、**「保険期間」**中または**「延長報告期間」**（適用される場合に限ります。）中に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**につき、**「会社」**が被るすべての**「損害」**をてん補します。ただし、**「会社」**が**「被保険者」**に対しかかる**「損害」**の補償を行う場合で、会社の定款または契約に基づき**「被保険者」**に対して補償を行うことが法的に要求されるまたは認められる場合に限ります。

担保C.

「当会社」は、**「調査」**にかかわり**「被保険者」**が負担するすべての**「調査対応費用」**をてん補します。ただし、**「会社」**が**「被保険者」**に対してかかる**「調査対応費用」**の補償を行う場合、**「当会社」**は、かかる補償がなされた**「被保険者」**の被る**「調査対応費用」**をてん補しません。

担保D.

「当会社」は、**「調査」**にかかわり**「会社」**が負担するすべての**「調査対応費用」**をてん補します。ただし、**「会社」**が**「被保険者」**に対して補償を行う場合で、**「会社」**の定款または契約に基づき**「被保険者」**に対して補償を行うことが法的に要求されるまたは認められる場合に限ります。

2. 用語の定義

2.1　**「損害賠償請求」**とは、**「保険期間」**中または**「延長報告期間」**（適用される場合に限ります。）中に最初になされた次の各号に掲げるものをいいます。

(i)　**「被保険者」**に対する損害賠償請求または法的手続において求めることができるその他の救済を求める**「書面による要求」**

(ii)　**「被保険者」**に対する民事訴訟または調停・仲裁手続

(iii)　**「被保険者」**に対して日本国外でなされた刑事訴追

(iv)　**「被保険者」**に対して開始された正式な行政手続

2.2　**「会社」**とは、**「保険証券」**に記載される会社およびその**「子会社」**をいいます。

2.3　**「企業故殺」**(Corporate Manslaughter)とは、**「役員」**または**「従業員」**が、**「会社」**の業務に関連して非故意殺(involuntary manslaughter)（みなし故殺(constructive manslaughter)または重過失故殺(gross negligence manslaughter)を含みます。）の罪で、日本国外において起訴されることをいいます。

2.4　**「防御費用」**とは、**「損害賠償請求」**を防御しまたは控訴するために必要な、事前に**「当会社」**の書面による同意（不当にその同意を留保するものではありません。）を得て**「被保険者」**が負担した妥当な争訟費用、裁判費用およびその他の費用（上訴供託金を含みますが、その供託を申し込むまたは提供する義務を負うものではありません。また**「会社」**の**「役員」**の報酬または従業員の給与もしくは賞与等は含みません。）をいいます。

2.5　**「役員」**とは、過去、現在または将来における、次の各号に掲げる個人をいいます。

(i)　**「会社」**の役員をいい、日本国の商法上の取締役、執行役または監査役、および執行役員を含みます。また、他の法域において同等の地位にある個人を含みます。

(ii)　事実上の取締役(de facto director)

2.6　**「延長報告期間」**とは、この保険契約の**「保険期間」**の終了直後からの12ヶ月間をいい、条項5（発見期間）の規定に従うことを条件に、**「被保険者」**は、**「保険期間」**が終了する前に行われた**「不当な行為」**について、**「延長報告期間」**中、書面により**「当会社」**に**「損害賠償請求」**の通知を行うことができるものとします。

2.7　**「従業員」**とは、過去、現在または将来における、**「会社」**の従業員である個人をいいます。ただし次の各号に掲げるいずれかの行為に対する**「損害賠償請求」**を提起された従業員に限ります。

(i)　管理者もしくは監督者としての権限を行使する従業員が行ったまたは行ったと申し立てられた**「不当な行為」**

(ii)　**「雇用に関連する不当な行為」**

2.8　**「雇用に関連する不当な行為」**とは、実際に行われたまたは行われたと申し立てられた次の各号に掲げる事由または行為をいいます。

(i)　不当な解雇またはみなし解雇（解雇と同視しうる行為）

(ii) 不当な雇用契約の解約または雇止め

(iii) 口頭、書面または黙示の契約に対する違反行為

(iv) 雇用に関連する虚偽の説明

(v) 差別行為

(vi) ハラスメント行為（セクシュアル・ハラスメント等の嫌がらせ行為を含みます。）

(vii) 採用または昇進・昇給に関わる不当な扱い

(viii) 就労機会を不当にはく奪する行為

(ix) 不当な懲戒行為

(x) 在職権を付与しないことまたは評価を適切に行わない行為

(xi) 身分照会に関する不正確な情報提供

(xii) プライバシーの侵害

(xiii) **「報復行為」**

(xiv) **「会社」**による過去、現在または将来における従業員の雇用に関連して、**「被保険者」**もしくは**「被保険者」**を代理する者が犯した行為または制定法もしくは判例法の下で生じた義務違反

(xv) 名誉毀損

2.9 **「被保険者」**とは、過去、現在または将来において、次の各号のいずれかの地位につく個人をいいます。ただし、**「被保険者」**には外部の会計監査人は含まないものとします。

(i) **「役員」**

(ii) **「会社」**の**「役員」**または**「従業員」**としての地位に基づく会社の**「影の取締役」**（Shadow Director）

(iii) **「会社」**の**「従業員」**または**「損害賠償請求」**について**「役員」**と共に共同被告として**「損害賠償請求」**を提起されている従業員

(iv) **「役員」**が責任無能力、支払不能または破産状態になった場合におけるその法定代理人または破産管財人

(v) **「役員」**の配偶者。ただし、**「役員」**の**「不当な行為」**に起因する**「損害賠償請求」**があった場合に限ります。

(vi) **「損害賠償請求」**の根拠となった**「不当な行為」**が行われた時において、**「会社」**の**「役員」**であった者が死亡した場合の遺産管理人、法定相続人または相続財産法人

(vii) **「会社」**の従業員の福利厚生を目的とした企業年金または退職年金等の受託業務を行う**「会社」**の責任者

2.10 **「当会社」**とは、この保険を提供する当会社をいいます。

2.11 **「調査」**とは、次の各号に掲げるものをいいます。

(i) 米国国外においては、**「会社」**の業務または活動に関係する公的な調査、検査または取り調べで、当該調査の場に**「被保険者」**が立ち会うことを**「保険期間」**中に最初に要求されたもの。ただし、日本国内においては、刑事上のいかなる捜査または取り調べに係わるものも、これを除きます。

(ii) 米国国内においては、次の(a)または(b)をいいます。

(a) **「会社」**の業務もしくは事業に関連する民事上、刑事上、行政上または監督機関の調査で、当該**「被保険者」**が調査機関から、その者に対して、訴状もしくは類似の訴答書類の送達、起訴状もしくは類似の書面の受理または訴因の通知申立により、民事上、刑事上、行政上または規制上の手続が開始されていることが書面上確認され、当該調査の場に**「被保険者」**が立ち会うことを**「保険期間」**中に最初に要求されたもの。

(b) **「被保険者」**に対する召喚状の送達の後、米国証券取引委員会（SEC）、類似の国家政府機関もしくは大陪審による**「会社」**の業務または事業に関連する調査。

2.12 **「調査対応費用」**とは、**「保険証券」**に記載されるてん補限度額（**「保険証券」**に記載されるてん補限度額の一部であり追加して支払うものではありません。）の範囲内で、被保険者が、**「調査」**にかかわる法的代理活動に対して事前に**「当会社」**の書面による承諾を得て支出した妥当な法的対応費用（**「会社」**の**「役員」**の報酬または**「従業員」**の給与もしくは賞与等は含みません。）をいいます。ただし、その費用は、適用を受ける会社の定款の補償条項または契約に基づき支払われる場合を除き、他の保険契約または補償から回収できない場合に限ります。

2.13 **「損害」**とは、次の各号に掲げるものをいいます。

(i) **「被保険者」**が**「損害賠償請求」**について負担する法律上の損害賠償金、判決金額および和解金

(ii) **「防御費用」**

(iii) **「調査対応費用」**

(iv) 法律上、保険でてん補することが認められる場合における加重的損害賠償金または懲罰的損害賠償金。ただし、次の各号の場合を除きます。

(a) 保険でてん補することが公序良俗に反するとされる場合

(b) **「雇用に関連する不当な行為」**に関連する場合（この例外規定は、**「雇用に関連する不当な行為」**に関わる**「損害賠償請求」**であっても、名誉毀損に対する**「損害賠償請求」**には及びません。）

ただし、**「損害」**には次の各号に掲げるものは含みません。

(i) 法律上の罰金、科料もしくは過料、課徴金等、または法律上、保険でてん補することが認められないもの。

(ii) 税金または税金に関連する支払

(iii) 損害賠償金のうち倍額賠償金の加重された部分

(iv) 功労金、退職金、ボーナス、ストック・オプション、医療費、交通費、社用車、住宅手当、教育・研修手当および携帯電話・固定電話等の支給または給付を含む従業員に対する各種手当等。

2.14 **「非営利団体」**とは、日本国の民法第34条に基づいて設立された社団法人もしくは財団法人、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき設立された特定非営利活動法人、その他の民間非営利組織、業界団体等または他の法域における同等の組織もしくは団体をいいます。

2.15 **「関連会社」**とは、**「会社」**が、議決権のある発行済株式の10%～50%を**「保険期間」**の開始前または開始後に所有する法人をいいます。ただし、米国国内において有価証券が証券取引所において取引されている法人については、この保険契約に付帯される特約により担保されることが明記されない限り除かれます。

2.16 **「保険期間」**とは、この保険契約の**「保険証券」**に記載される期間をいいます。

2.17 **「汚染物質」**とは、汚染物質、刺激物質またはその他の物質をいい、油、煙、蒸気、すす、アスベスト、アスベスト含有物、煙霧、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物質等を含みます。廃棄物質には再生利用される物質を含みます。

2.18 **「汚染」**とは、汚染物質（いつの時点においても、固体状、液体状、気体状、ガス状、臭気、騒音、振動、電磁波、電離放射線、熱を帯びた、またはその他の形態にかかわりません。）が、実際に流出、いっ出、漏出、排出されているかもしくはそれらが申し立てられているかまたはそれらが発生しそうな状態をいいます。

2.19 **「申告書」**とは、この保険を申し込むにあたり**「会社」**または**「被保険者」**（両者の場合もあります。）により提出された申告書をいい、申告書に添付されるすべての情報および書類を含みます。また、**「当会社」**が発行した直近の保険契約（他の契約からの新規契約、更改契約または継続契約を含みます。）に関する情報および書類を伴った申告書についても同様とします。

2.20 **「報復行為」**とは、次の各号に掲げる従業員の行為に関連するまたは申し立てられたことに対応するために**「被保険者」**が行う**「不当な行為」**をいいます。

(i) **「被保険者」**の法律・条例等の制定法またはコモン・ロー（判例法）についての違法行為について、上司、行政機関もしくは法的機関に対して開示することまたは開示すると告げる行為

(ii) 法律に基づいて実際に権利（従業員の権利に関連する法律に基づく権利を含みます。）を行使するまたはその手続をとる行為

(iii) ストライキ、遵法闘争またはこれらに類似する行為

2.21 **「退任した役員」**とは、**「保険期間」**終了前に退任した**「役員」**をいいます。ただし、欠格事由の発生により、会社の取締役または役員としての地位を解任されたまたは退任した場合は除きます。

2.22 **「保険証券」**とは、この保険契約の内容を記載した証書をいいます。

2.23 **「先行行為等」**とは、**「損害賠償請求」**に発展するおそれのある**「損害賠償請求」**、**「調査」**または**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）をいいます。

2.24 **「有価証券」**とは、次の各号に掲げるものをいいます。

(i) **「会社」**の株式資本における株式

(ii) 無担保社債、担保付社債、新株予約権付社債、債務証書を含む**「会社」**が発行し負債を創出しまたは承認するあらゆる種類の証書

(iii) **「会社」**のその他エクイティ持分等（これらの権利の引受権または購入権等を表章する証券もしくは証書を含みます。）

2.25 **「影の取締役」**(Shadow Director)とは、英国1985年会社法第741条第2項（当該改正法を含みます。）またはその他の法的管轄地における法律で規定され、英国またはその他の法的管轄地において設立された会社の影の取締役としての権限を行使する間における当該**「役員」**をいいます。

2.26 **「子会社」**とは、**「保険証券」**に記載される会社が、直接的であるとまたは**「子会社」**を通して間接的であるとを問わず、次の各号のいずれかに該当する会社をいいます。

(i) 議決権の過半数を保有することにより支配する。

(ii) 取締役会の**「役員」**の過半数を任命または解任する権限により支配する。

(iii) 他の株主の書面による合意に従って、その議決権の過半数により支配する。

(iv) 発行済株式総数の過半数を所有する。

2.27 **「取引」**とは、次の各号のいずれかの変更事由をいいます。

(i) **「保険証券」**に記載される会社が他の法人と吸収合併または新設合併する。

(ii) **「保険証券」**に記載される会社が資産のすべてまたは90%を超える資産を第三者（単独または共同体）に売却する。

(iii) 第三者が単独または共同で、**「保険証券」**に記載される会社の発行済株式総数の50%を超える株式を取得する。

(iv) 第三者が単独または共同で、**「保険証券」**に記載される会社の**「役員」**の過半数の任命権を取得する。

2.28 **「書面による要求」**とは、**「被保険者」**による**「損害賠償請求」**の場合においては、裁判所に提出する書面による要求をいいます。

2.29 **「不当な行為」**とは、次の各号に掲げる行為または事由をいいます。

(i) **「会社」**の**「役員」**もしくは**「従業員」**または**「関連会社」**もしくは**「非営利団体」**の**「役員」**としての地位に基づいて請求根拠となる**「被保険者」**が実際に行ったもしくは行ったとの申し立てによる、信義則違反、過誤、懈怠、誤った陳述、誤解を生む陳述、過失または義務違反

(ii) **「被保険者」**としての地位に基づき**「被保険者」**に対する損害賠償の請求根拠となる実際に行ったまたは行ったとの申し立てによる**「雇用に関連する不当な行為」**

(iii) **「会社」**、**「関連会社」**または**「非営利団体」**の**「役員」**としての地位たることを唯一の損害賠償の請求根拠とする**「役員」**に対する**「損害賠償請求」**の請求対象たる事由

3. てん補しない損害

「当会社」は、次の各項に掲げる**「損害賠償請求」**または**「調査」**に係わる**「損害」**については、てん補しません。

3.1 次の各号に掲げる行為または事由に起因するもしくは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

(i) **「被保険者」**の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為（不作為を含みます。）または法令に違反することを**「被保険者」**が認識しながら行った行為

(ii) **「被保険者」**が違法に得た私的利益または便宜供与

(iii) **「被保険者」**が、米国1934年証券取引所法第16条b項（短期売買差益の返還義務）または他の法域における類似の法令に該当する、**「会社」**の有価証券の売買によって得た利益

ただし、次の各号に掲げる規定が適用されるものとします。

(a) この免責条項は、かかる行為の発生が、裁判上の判決、その他の決定または**「被保険者」**が認めたことにより事実として確定した場合にのみ適用するものとします。

(b) **「被保険者」**の**「不当な行為」**に係わるこの免責条項の適用にあたり、他の**「被保険者」**に対するこの免責条項の適用の判断は、**「被保険者」**ごとに個別に行われるものとします。

(c) 前記の3.1項(i)は、**「企業故殺」(Corporate Manslaughter)**（同等の行為を含みます。）について、**「損害賠償請求」**または犯罪捜査に係わる**「防御費用」**または**「調査対応費用」**には適用しないものとします。

3.2 **「会社」**、**「関連会社」**、**「非営利団体」**もしくは**「被保険者」**に係わる現在係属中の訴訟（手続きを含みます。以下本項において同様とします。）、過去の訴訟もしくはその他の訴訟手続き（民事上、刑事上もしくは行政上の手続きまたは関係当局の調査等を含みます。）に起因するまたは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**であり、**「保険証券」**に記載される初年度契約の開始日より前に手続が開始され、現在係属中の訴訟または過去の訴訟において申し立てられた事実もしくは状況と同一の事実もしくは状況（実質的に同一な事実もしくは状況の場合も含みます。）について申し立てられたまたは起因している場合

3.3 この保険契約の開始日以前に終了したもしくは現在も有効であるいかなる保険契約において通知された事実、状況、作為、不作為、**「損害賠償請求」**、**「調査」**、**「不当な行為」**もしくはその他の事由に起因するまたは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

3.4 **「被保険者」**もしくは**「会社」**またはこれらの代理人により提起されたもしくは維持された**「損害賠償請求」**または**「調査」**。ただし、次の各号に掲げるものは除きます。

(i) **「被保険者」**により米国国外で提起された**「損害賠償請求」**

(ii) **「雇用に関連する不当な行為」**を請求根拠として申し立てられた**「損害賠償請求」**

(iii) この保険契約の対象となる**「損害賠償請求」**に関する損害の分担割合または求償を争うことを目的として提起された**「損害賠償請求」**

(iv) 清算人、財産保全管理人もしくは破産管財人または他の法域の法律に基づく類似の地位にある者によって提起または維持された**「損害賠償請求」**

(v) **「防御費用」**

(vi) **「会社」**の過去の**「役員」**または**「従業員」**により提起された**「損害賠償請求」**

(vii) **「会社」**または従業員のために設定された年金、退職金もしくは共済給付金の受益者の一員としての地位に基づき**「役員」**または従業員によって提起された**「損害賠償請求」**

3.5 米国において従業員退職所得補償法（ERISA法）により**「被保険者」**に課された責任もしくは義務を実際に履行しないことまたはその訴えに起因するもしくは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

3.6 **「保険期間」**中に、実際に行われたもしくは予定された**「有価証券」**の公募もしくは私募に起因するもしくは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**。ただし、この免責条項は、**「有価証券」**の公募または私募の発行価額が、**「保険証券」**に記載される金額以下の場合には適用されません。

3.7 次に掲げるいずれかに対する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

(i) 身体の障害、精神障害、精神的苦痛、感情を害すること、病気、疾病または死亡

(ii) 財物の損傷または損壊（それらの財物の使用不能損害を含みます。）

ただし、次の各号に掲げる規定に従うことを条件とします。

(a) てん補しない損害3.7項(i)または(ii)は、**「雇用に関連する不当な行為」**に起因して生ずる精神的苦痛または感情を害することについてはこの免責条項の規定を適用しないものとします。

(b) てん補しない損害3.7項(i)は、**「企業故殺」**(Corporate Manslaughter)またはこれと同等の行為に対し、**「損害賠償請求」**もしくは犯罪捜査に係わる**「防御費用」**または**「調査対応費用」**については、この免責条項の規定を適用しないものとします。

3.8 直接的であると間接的であるとを問わず、核物質の危険性もしくはあらゆる形態の放射能汚染に起因してもしくは関連して申し立てられた**「損害賠償請求」**または**「調査」**。

核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

3.9 直接的であると間接的であるとを問わず、いかなる場合においても**「汚染」**に起因するもしくは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**。ただし、米国国外において提起された**「損害賠償請求」**における**「防御費用」**についてはこの免責条項の規定を適用しないものとします。この場合において、**「保険期間」**中総てん補限度額の適用を受ける**「保険証券」**に記載されるサブ・リミット（**「保険証券」**に記載されるてん補限度額の内枠とし、追加して支払うものではありません。）を限度とします。

3.10 **「関連会社」**、**「非営利団体」**またはこれらの取締役、役員、理事、支配人もしくはこれらに準ずる役職に就く者、または**「関連会社」**の議決権のある発行済株式の20％を超える株式を保有する株主により**「被保険者」**に対して提起された**「損害賠償請求」**または**「調査」**。ただし、この免責条項は次の各号に掲げるいずれにも適用しないものとします。

(i) **「雇用に関連する不当な行為」**を請求根拠として申し立てる**「損害賠償請求」**

(ii) **「被保険者」**または**「関連会社」**の取締役、役員、理事、支配人もしくはこれらに準ずる役職に就く者の勧誘、援助または積極的な参加もしくは介入なしに、**「関連会社」**に代わって完全に独立して提起または維持された株主代表訴訟

(iii) **「損害賠償請求」**がこの保険契約で担保される他の**「損害賠償請求」**から直接生じた場合の、分担金または求償に対する**「損害賠償請求」**

(iv) **「被保険者」**または**「関連会社」**もしくは**「非営利団体」**の取締役、役員、理事、支配人もしくはこれらに準ずる役職に就く者の勧誘、援助または積極的な参加もしくは介入なしに、**「関連会社」**を代表する清算人、財産保全管理人もしくは破産管財人によって完全に独立して提起されたまたは維持された**「損害賠償請求」**

(v) **「防御費用」**

3.11 次に掲げるいずれかの名においてまたはその代理人により**「影の取締役」**（Shadow Director）に対して提起された**「損害賠償請求」**または**「調査」**

(i) **「影の取締役の会社」**(Shadow Directorship Company)または**「影の取締役の会社」**の現在の取締役、現在の役員、将来の取締役もしくは将来の役員

(ii) **「影の取締役の会社」**の親会社、持ち株会社、支配会社、子会社、関連会社または代表者

この免責条項における、**「影の取締役の会社」**とは、**「被保険者」**が**「影の取締役」**としての地位にあるすべての会社をいいます。

3.12 **「被保険者」**に対して全部または一部敗訴判決（**「被保険者」**に不利な内容を有する和解や調停を含みます。）が下されることとなった、**「会社」**の株主による**「被保険者」**に対する株主代表訴訟に起因するもしくは関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

4. 一般条項

4.1 てん補責任限度額

(i) **「当会社」**がこの保険契約に基づきてん補するすべての**「損害」**の総額は、この保険契約に基づく**「損害賠償請求」**の数、**「調査」**の数、**「損害賠償請求」**を行う**「被保険者」**の数、**「損害賠償請求」**の額、**「調査」**の額または提起された時期にかかわらず、**「保険証券」**に記載される総てん補限度額を限度とします。

(ii) 「**当会社**」がサブ・リミットとしてて補するすべての「**損害**」の総額は、この保険契約に基づく「**損害賠償請求**」の数、「**調査**」の数、「**損害賠償請求**」を行う「**被保険者**」の数、「**損害賠償請求**」の額または提起された時期にかかわらず、「**保険証券**」(これに付帯される特約を含みます。)に記載されるサブ・リミット(その額は、「**保険証券**」に記載される総てん補限度額の一部であり追加してて補するものではありません。)の金額とします。

(iii) 1つのまたは一連の「**不当な行為**」に起因する複数の「**損害賠償請求**」は、1つの「**損害賠償請求**」とみなします。これら一連の「**損害賠償請求**」は、最初に提起されたときにすべての「**損害賠償請求**」が提起されたものとみなします。「**調査対応費用**」が発生する「**調査**」が実施される際、そのような「**調査**」は、最初に「**調査**」が要求された時において「**被保険者**」が立ち会うときに最初に提起されたものとみなします。

4.2 免責金額

(i) 「**保険証券**」に記載される免責金額は、「**会社**」による前払いまたは免責が、「**会社**」の定款、契約もしくはその他により要求されているもしくは認められている、「**損害賠償請求**」または「**調査**」についての「**損害**」に適用されるものとし、「**会社**」が実際に「**被保険者**」に対して「**損害**」について前払いまたは免責したかにはかかわりありません。免責金額は、「**会社**」が負担するものとします。

(ii) 「**当会社**」は、免責金額が適用される範囲内において、「**損害賠償請求**」または「**調査**」について「**損害**」をてん補しません。ただし、「**会社**」が、破産状態に陥り、免責金額を負担できない場合で、かつ、この保険契約の規定の適用を受ける場合において、「**当会社**」は、この保険契約の規定に従って、「**損害**」をてん補し、「**被保険者**」の権利を代位します。

4.3 損害賠償請求および調査

(i) 「**損害賠償請求**」または「**調査**」についてこの保険契約における「**当会社**」のてん補責任は、「**会社**」または「**被保険者**」が「**損害賠償請求**」または「**調査**」について、速やかに「**当会社**」に対して書面によりその旨通知することを条件とします。

「**保険期間**」が終了した場合においては「**保険期間**」終了後45日以内に、または「**延長報告期間**」(適用される場合に限ります。)中に「**被保険者**」に対して最初に提起された「**損害賠償請求**」に関連した場合においては、「**延長報告期間**」終了後45日以内に、通知しなければなりません。

(ii) この保険契約に基づくすべての通知には、次に掲げる情報を含むものとします。ただし、この情報に限定するものではありません。

(a) 「**不当な行為**」に関する詳細な内容

(b) 関与するすべての当事者に関する詳細な内容

(c) 「**調査**」について「**書面による要求**」または書面による通知の写し

さらに、「**会社**」および「**被保険者**」は、「**当会社**」に対し継続的に前記の情報を通知するものとし、必要に応じて「**当会社**」に協力しなければなりません。すべての情報は、「**当会社**」の損害査定部門に対して書面により通知しなければなりません。

(iii) 「**会社**」および「**被保険者**」は、「**当会社**」の権利を妨げるいかなる行為もしてはなりません。また、「**被保険者**」は、「**当会社**」の書面による同意なしに「**損害賠償請求**」を認めること、和解すること、または「**防御費用**」もしくは「**調査対応費用**」を負担することをしてはなりません。ただし、「**当会社**」は、不当にその同意を留保するものではありません。

(iv) 「**当会社**」は、この保険契約が適用される「**損害賠償請求**」についての防御もしくは和解または「**調査対応費用**」の発生について効率的に参加し、「**被保険者**」が望む解決案に関連し「**被保険者**」と協議する機会を与えられるべき権利を有するものとします。ただし、その義務を負うものではありません。

(v) 「**当会社**」と「**被保険者**」または「**会社**」(必要に応じて)との間に、和解案の合意の可否または「**損害賠償請求**」に対する防御の継続(「**損害賠償請求**」について、防御に成功する確率および和解成立の可能性を比較考量の上、「**損害賠償請求**」についての見通しを考慮して)に関して争いが生じた場合は、「**当会社**」は、その問題を解決するために主任弁護士(両当事者間で合意された上位の弁護士をいいます。以下同様とします。)に意見書を求めることができるものとします。その決定は、「**当会社**」と「**被保険者**」または「**会社**」(必要に応じて)を拘束するものであり、当事者は和解案または訴訟の継続の可否に関連し、意見書に従い行動するものとします。当該意見書を入手するのに要する費用は「**当会社**」が負担するものとします。

(vi) 主任弁護士の意見に従った和解が不成立になった場合において、「**当会社**」は、この保険契約の契約条件、「**支払限度額**」および免責条項の規定に従い、この保険契約の「**被保険者**」および「**会社**」(必要に応じて)に対して継続してて補責任を負うものとします。「**被保険者**」または「**会社**」(必要に応じて)が主任弁護士の意見に従って和解に応じず「**損害賠償請求**」について争う場合において、「**当会社**」のてん補責任は、主任弁護士によって提案された和解金額およびその意見書が提示されたときまでに発生した「**防御費用**」に限るものとします。

(vii) 「**保険期間**」中または「**延長報告期間**」(適用される場合に限ります。)中に、「**会社**」または「**被保険者**」が「**損害賠償請求**」が提起されるおそれのある状況を知った場合で、かつ、「**当会社**」にその旨を通知した場合、この保険契約においては、後に「**被保険者**」に対して提起された「**損害賠償請求**」は、「**保険期間**」中または「**延長報告期間**」(適用される場合に限ります。)中に提起されたものとみなします。なお、当該状況を説明する通知には、すべての事実および「**損害賠償請求**」を予期する理由を含め、日付、関与した当事者、金額を含む

詳細な内容をできるかぎり正確に記載しなければなりません。

(viii) **「保険期間」**中に、**「会社」**または**「被保険者」**が、**「調査」**に発展するおそれのある状況を知った場合で、かつ、**「当会社」**にその旨を通知した場合、この保険契約においては、後に**「被保険者」**に対して開始された**「調査」**は、**「保険期間」**中に開始されたものとみなします。なお、当該状況を説明する通知には、すべての事実および**「調査」**を予期する理由を含むその他の詳細な内容をできるかぎり正確に記載しなければなりません。

4.4 **防御費用の前払い、保険金の配分および裁定**

(i) 次の各号に掲げるすべての規定に従うことを条件として、**「当会社」**は、**「損害賠償請求」**の判決金額または和解金を最終的に支払う前に先立って、**「防御費用」**または**「調査対応費用」**を**「被保険者」**（または**「会社」**が適用される場合には**「会社」**）に対し都度支払うものとします。

(a) 事前に**「当会社」**の書面による同意を得て負担した**「防御費用」**または**「調査対応費用」**である。

(b) **「当会社」**がてん補した前払金は、**「被保険者」**がこの保険契約に基づいてその**「損害」**の全部またはその**「損害」**の一部のてん補が受けられない場合においては、**「当会社」**へ返還するものとします。この場合において、**「保険証券」**に記載されるてん補限度額は、**「当会社」**に前払金が返還されるまでその金額を減額するものとします。

(ii) **「当会社」**は、**「会社」**の倒産を唯一の理由として、**「会社」**が前払いまたは補償することができない場合においては、**「防御費用」**を**「被保険者」**に対して、前払いするものとします。

(iii) 次の各号のいずれか（両者の場合もあります。）に該当する場合、**「当会社」**、**「被保険者」**または必要に応じて**「会社」**は、この保険契約で担保される**「損害」**および担保されない損害賠償金、和解金、防御費用もしくはその他の費用について、公正にして妥当な負担割合を決定するために最善の努力を尽くすものとします。

(a) この保険契約では完全には担保されない**「被保険者」**に対する**「損害賠償請求」**

(b) **「被保険者」**に対する**「損害賠償請求」**が、**「会社」**または**「被保険者」**以外の個人もしくは複数の者に対してもなされる場合。

(iv) 前号(iii)に基づく負担割合に関する紛争が生じた場合には、**「当会社」**は自己の判断で、または**「被保険者」**もしくは必要に応じて**「会社」**の求めに応じ、その紛争を次に記載する方法に従い仲裁に付するものとします。

「会社」または**「被保険者」**と**「当会社」**が選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは双方の評価人が選定する1名の裁定人にその裁定を委ねます。

当事者は、自己の選定した評価人の費用を各自負担するものとし、その他の費用（裁定人の費用を含みます。）については、均等にこれを負担するものとします。

4.5 **買収および合併**

「保険期間」中に**「取引」**が行われた場合において、次の各号の規定に従うものとします。

(i) **「会社」**は、その**「取引」**の発効日から30日以内に**「当会社」**に対して書面によりその旨を通知すること。

(ii) この保険契約は、その**「取引」**が発効日より前に行われた**「不当な行為」**についてのみ適用する。

4.6 **他の保険契約**

「被保険者」または**「会社」**が、**「損害賠償請求」**について、この保険と担保範囲を同一とする他の保険契約（この保険契約の超過損害に適用されることが明確に規定される保険は除きます。）により担保される場合、**「当会社」**は、この保険契約がなければ他の保険契約でてん補されるまたはてん補されたであろう**「損害」**を超過する損害額を除いては、**「損害」**をてん補しません。

4.7 **保険契約の解除**

「会社」は、この**「保険証券」**を**「当会社」**に返却するか、または解除の効力が生じる日時を記載した通知書を**「当会社」**に郵送することにより、この保険契約を解除することができます。また**「当会社」**は、解除する日の少なくとも30日前までに、この**「保険証券」**に記載される**「会社」**の住所に宛てた解除通知書を郵送することによって、この保険契約を解除することができます。通知書の郵送による発送は通知の十分な証拠となるものとし、**「保険証券」**を返還した時または通知書記載の解除の日時をもって**「保険期間」**が将来に向かって終了するものとします。**「当会社」**または**「会社」**が通知書を相手方に直接手渡したときも、郵送と同一の効力があるものとします。

「会社」が保険契約を解除した場合は、**「当会社」**は、既経過保険料を別表に掲げる短期料率および**「当会社」**の手続きに従って計算します。ただし、解除の効力が生じる前に、**「被保険者」**に対して**「損害賠償請求」**が提起された場合には、**「当会社」**は保険料を返還しません。

「当会社」が保険契約を解除した場合は、既経過保険料を日割により計算します。保険料の精算は、解除日においてまたはその後できるだけ速やかにこれを行います。未経過保険料の支払いが完了しない場合でも、保険契約の解除の効力が生じるものとします。

4.8　代位

「当会社」がこの保険契約に基づき「損害」のてん補をするときには、「当会社」は、「会社」および「被保険者」が第三者に対して有するすべての求償権を代位取得します。「会社」および「被保険者」は、必要とするすべての書類の作成を含めて「当会社」に協力し、「当会社」が求償権を行使する訴訟を提起するために必要な協力を含め、求償権の保全に必要なすべてのことを行わなければなりません。「会社」および「被保険者」は「当会社」の権利の行使を妨げるいかなる行為もしてはなりません。

「当会社」は、「被保険者」の故意による犯罪行為または「被保険者」が私的利益もしくは便宜供与を違法に得た事実が証明されない限り、「被保険者」に対して求償権を行使しないものとします。

4.9　代理権

「保険証券」に記載される「会社」は、すべての「被保険者」を代理して「損害賠償請求」または「調査」の通知の提出および受領、本保険契約のもとで支払うべきものとなる保険料の支払、返還保険料の受領、特約条項についての交渉、合意受領並びに本保険契約に規定される通知の発出および受領を行うことについて合意し、すべての「被保険者」は「会社」がそれらの者のために行為をすることを合意します。

4.10　譲渡

この保険契約に基づく権利の譲渡または契約内容の変更は、「当会社」に対してこの「保険証券」に承認の裏書を請求しない限り、その効力が及びません。

4.11　当会社に対する訴訟

「当会社」に対する訴訟は、「被保険者」がこの保険契約に定めるすべての条件を完全に履行しない限り、かつ、「被保険者」の賠償責任額が事実審理を経た判決によって決定されるかまたは「被保険者」、損害賠償請求者および「当会社」の三者の書面による合意によって決定された後でなければ、これを提起することができません。

当該判決または合意による決定があったときは、その判決または合意を得た個人もしくは団体またはその法定代理人は、この保険契約に定める範囲内で、保険金の支払いを受ける資格を得ます。「被保険者」の責任を決定するために「被保険者」または「会社」に対して提起された訴訟においては、だれも「当会社」を共同被告としてその訴訟に参加させることができず、また、「被保険者」もしくは「会社」またはその代理人が「当会社」に対して訴訟を提起することはできません。「被保険者」もしくは「会社」またはその相続人の破産・支払不能の場合でも、この保険契約に基づく「当会社」の責任は免除されるものではありません。

4.12　裁判管轄地および準拠法

この保険契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとします。「当会社」、「被保険者」および「会社」は、この保険契約およびこの保険契約に係わる交渉、有効性または法的強制力に起因するまたは関連する紛争については、日本国の裁判所を合意による専属管轄裁判所とします。

4.13　保険適用地域

この保険契約は、「保険証券」に記載される地域を担保します。

4.14　日本国内でなされた損害賠償請求または調査

日本国内でなされた「損害賠償請求」または「調査」について、この保険契約の日本文の会社役員賠償責任保険普通保険約款およびこれに付帯される日本文の特約条項が適用されるものとします。日本国以外の管轄で提起された「損害賠償請求」または「調査」については、この保険契約の英文の会社役員賠償責任保険普通保険約款（Directors & Officers Insurance Policy）およびこれに付帯される英文の特約条項が適用されるものとします。

5. 延長報告期間

(i)　「保険証券」に記載される会社がこの保険契約を更新しない場合において、「保険証券」に記載される追加保険料の金額を支払うことにより、「延長報告期間」前または「延長報告期間」中に「被保険者」に対して最初に提起された「損害賠償請求」について、この「保険期間」の終了日から12ヶ月間、保険契約を延長することができます。ただし、「保険期間」終了前に行われたまたは行われたとの申し立てに基づく「不当な行為」に起因するもの限ります。

(ii)　「当会社」がこの保険契約を更新しない場合において、「保険期間」の終了前または終了後45日間中に「被保険者」に対して最初に提起された「損害賠償請求」について、この保険契約は、追加保険料の支払いを要することなしに「保険期間」終了後45日間に対して拡張担保されます。ただし、「保険期間」終了前に行われたまたは行われたとの申し立てに基づく「不当な行為」に起因するものに限ります。「保険証券」に記載される会社は、「保険証券」に記載される追加保険料の支払いをもって、「延長報告期間」（当該45日間は「延長報告期間」の一部として計算されます。）より前または「延長報告期間」中に「被保険者」に対して最初に提起された「損害賠償請求」について、この保険契約の終了日から12ヶ月間、保険契約を延長することができます。ただし、「保険期間」終了前に行われたまたは行われたとの申し立てに基づく「不当な行為」に起因するもの限ります。

(iii)　前2号に規定する「延長報告期間」の権利を取得するにあたり、「保険証券」に記載される会社は、「保険期間」終了後30日以内に書面により「当会社」に通知することによりその権利を行使するものとします。なお、前2号で規定する追加保険料の支払いによってのみその効力が生ずるものとします。

(iv)　「当会社」が、契約更新にあたり、この保険契約と異なる契約条件、てん補限度額または保険料を提示した場合は、保険契約の更新の拒否とみなされません。

(v)　「保険証券」に記載される会社は、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合、(i)号

および(ii)号に規定する**「延長報告期間」**の権利を得ることができないものとします。

(a) **「取引」**が成立した場合。

(b) 7.3項 および7.4項の規定に従い維持されるこの保険契約により担保される場合。

(vi) **「会社」**が**「延長報告期間」**の一部またはすべての期間を担保する他の会社役員賠償責任保険を入手した場合において、その入手した時期にかかわらず、**「当会社」**は、**「延長報告期間」**中に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**についてて補責任を負いません。

6. 告知および被保険者の分離

「当会社」は**「申告書」**に基づきこの保険契約を締結するものとし、当該**「申告書」**はこの保険契約の基礎を構成するものとなります。

ただし、**「申告書」**は各々の**「被保険者」**ごとに独立して解釈するものとします。また、**「申告書」**に記載された事項について、**「被保険者」**の陳述または保有する情報について、他の**「被保険者」**に責任が及ぶものではありません。

7. 拡張担保条項

7.1 子会社拡張担保

(i) **「子会社」**の**「被保険者」**もしくはそれらの者に対する担保を通じてこの保険の適用を受けるその他の者に対する**「損害賠償請求」**または**「調査」**について、現在**「子会社」**であるまたは過去に**「子会社」**であった期間に行われた**「不当な行為」**に限りこの保険契約によりてん補されるものとします。

(ii) **「保険期間」**中に**「保険証券」**に記載される会社が次の各号に掲げるすべての要件を満たす**「子会社」**を買収または設立した場合、その事実を**「当会社」**へ通知することまたは追加保険料の支払いを要することなしに、買収もしくは設立にかかわる法的な手続きが終わり会社の発効日以降に発生した**「不当な行為」**に対する**「損害賠償請求」**または**「調査」**について、その**「子会社」**の**「役員」**に対しても担保は拡張されます。

(a) **「会社」**の総資産が、**「保険証券」**に記載される企業買収限度額を超えない額で増加する。

(b) 米国国外に本拠地を置く。

(c) 米国国内において**「有価証券」**を上場していない。

(iii) **「当会社」**の同意のもとに、追加保険料の支払いおよびこの保険契約の変更された条件に従い、**「子会社」**の買収もしくは設立後に発生した**「不当な行為」**に対する**「調査」**または**「損害賠償請求」**について上記(ii)に該当しない場合においては、この保険契約に基づく担保の範囲を**「子会社」**の**「被保険者」**まで拡張して担保します。

(iv) **「当会社」**の同意のもとに、追加保険料およびこの保険契約の変更された条件に従い、この保険契約に基づく担保の範囲を、**「会社」**による**「子会社」**の買収前に発生した**「子会社」**の**「被保険者」**が行った**「不当な行為」**についても拡張して担保します。

(v) 上記7.1項(i)の規定に常に従うことを条件に、**「保険期間」**中、**「会社」**が**「子会社」**を売却または解散した場合、売却もしくは解散の発効日より前に行われた**「不当な行為」**に対する**「調査」**または**「損害賠償請求」**につき、その売却または解散前に**「子会社」**の**「被保険者」**であった者を継続して拡張担保します。ただし、この保険契約の他の規定に従います。

7.2 非執行取締役拡張担保

「当会社」が、**「会社」**もしくは**「被保険者」**の詐欺的行為、開示義務違反、不実表示または詐欺の目論みに基づき、保険始期からまたは担保内容の変更以降この保険契約を無効とする場合において、**「当会社」**は、非執行取締役がそのような詐欺的行為、開示義務違反、不実表示または詐欺を目論むことに関与したことまたは知っていたことを**「当会社」**が証明しないかぎり、この保険契約の**「被保険者」**である各非執行取締役に対して**「保険期間」**の終了日までこの保険契約を維持するものとします。

7.3 退任した役員拡張担保

この保険契約が役員賠償責任を担保する他の保険に更新または代替されず、かつ、**「延長報告期間」**の規定が適用されない場合において、退任した**「役員」**に対して提起された**「損害賠償請求」**について、**「保険証券」**に記載される支払限度額の規定に従いこの保険契約により、この保険契約が更新されない日直後からの10年間、退任した**「役員」**を拡張担保します。

7.4 買収・合併後の拡張担保

「取引」が行われた場合において、**「当会社」**は、**「保険期間」**終了日から6年間に**「被保険者」**に対してなされた最初の**「損害賠償請求」**で、かつ、**「取引」**の発効日より前に行われた**「不当な行為」**について、**「当会社」**は、拡張担保を提供することができるものとします。ただし、**「当会社」**は、自己の裁量によってのみ拡張担保を提供することができるものとし、特約条項において別途定める規定（免責、追加保険料等）に従うことを条件とします。拡張担保の適用を受ける場合において、条項5および7.1項の規定は、その**「取引」**の発効日以後この保険契約から削除されたものとします。

7.5 社外派遣役員拡張担保

(i) **「会社」**の**「役員」**が、**「会社」**の具体的な指示に応じて、次の各号のいずれかの地位に就任した場合に、この保険契約のてん補責任、その他の条項および総てん補限度額の規定に従うことを条件として、この保険契約を拡張担保しま

す。ただし、**「関連会社」**の**「役員」**としての地位において行った**「不当な行為」**に限ります。

(a) **「保険期間」**の開始日において**「関連会社」**の**「役員」**であった。

(b) **「保険期間」**中、**「関連会社」**の**「役員」**になる。

(ii) **「会社」**の**「役員」**が、**「会社」**の具体的な指示に応じて、現在**「非営利団体」**の**「役員」**、**「理事」**、**「支配人」**もしくはこれらに準ずる役職であるまたは将来これらの役職に就任した場合に、この保険契約のてん補責任、その他の契約条項および総てん補限度額の規定に従うことを条件として、この保険契約を拡張担保します。ただし、**「会社」**の**「役員」**が**「非営利団体」**の当該役職としての地位において行った**「不当な行為」**に限ります。

(iii) 前(i)号または(ii)号の規定により、**「関連会社」**または**「非営利団体」**が負担した補償の額を超過した部分について拡張担保します。

(iv) 上記(i)号または(ii)号の規定による担保は、**「関連会社」**または**「非営利団体」**（両者の場合もあります。）およびその**「役員」**について、有効で、かつ、保険金の回収が可能となる会社役員賠償責任保険の超過損害部分のみを拡張担保します。ただし、その保険が**「当会社」**またはチャブ保険グループ会社により提供される場合（免責金額の全額または支払限度額の費消の適用がなければ提供されるような場合をいいます。）において、この拡張担保に基づいて担保されるすべての**「損害」**に対する総てん補限度額から**「関連会社」**、**「非営利団体」**およびその**「役員」**に対して他のチャブ保険グループ会社の保険契約から支払われた額を減額するものとします。

「保険期間」中に、この拡張担保により補償を受ける**「会社」**の**「役員」**が、**「関連会社」**もしくは**「非営利団体」**における**「役員」**としての地位を失った場合または**「会社」**からの指示以外の理由でその地位に留まる場合、その**「役員」**が**「関連会社」**または**「非営利団体」**の地位に留まっている間に行われた**「不当な行為」**に起因する**「損害賠償請求」**について、その者に対して、この保険契約を継続して担保するものとします。ただし、他の契約条件に従うものとします。

7.6 **企業故殺拡張担保**

(i) 次号(ii)の規定に従い、**「企業故殺」**(Corporate Manslaughter)またはこれと同等の行為に対し、**「損害賠償請求」**または犯罪捜査に係わる**「防御費用」**もしくは**「調査対応費用」**を拡張担保します。ただし、この保険契約のてん補責任、総てん補限度額およびその他の契約条件の範囲に限ります。

(ii) 他の保険契約により、この拡張担保7.6項により担保される担保項目のすべてまたは一部の損害に対しててん補される場合、この保険契約は他の保険契約において有効、かつ、回収可能な保険契約の超過保険として適用されます。

7.7 **マネジメント・バイアウト拡張担保**

「子会社」の現経営陣が当該**「子会社」**を買収した結果、当該**「子会社」**が**「会社」**から分離・独立した場合において、**「当会社」**は、その**「子会社」**に対して買収の発効日から30日間を限度に、当該買収後に行われた**「不当な行為」**に対して、拡張担保します。当該**「不当な行為」**について他の有効な保険契約が存在する場合においては、この拡張担保は適用されません。

7.8 **継続拡張担保**

この保険契約は、**「当会社」**がこの保険契約より前に締結した会社役員賠償責任保険契約に基づき**「当会社」**に通知すべきもしくは通知することができた**「損害賠償請求」**および**「損害賠償請求」**に発展するおそれのある**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）または**「調査」**であり、かつ、これらが**「保険期間」**内または**「延長報告期間」**（適用される場合に限ります。）内に通知された場合、**「被保険者」**に対して拡張担保します。

ただし、次の各号のすべての要件を満たすことを条件とします。

(i) **「先行行為等」**について、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げるなどの不正行為がなかった場合。

(ii) **「被保険者」**は、**「先行行為等」**を最初に知った時からこの保険契約が開始するまで、当会社の会社役員賠償責任保険契約を中断することなく継続した場合。

（別 表）

短 期 料 率 表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

学校法人特約　(JK)

この特約が付帯された保険契約は、この特約で定める規定のほか、この保険契約を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

1.　てん補責任

この特約の適用に限り、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）１．てん補責任の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

担保A.

「当会社」は、**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）に起因して、**「保険期間」**中に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**につき、**「被保険者」**が被る**「損害」**に対して、保険金を支払います。ただし、**「会社」**が**「被保険者」**と締結する補償契約に基づき**「被保険者」**対してかかる**「損害」**の補償を行う場合、**「当会社」**は、かかる補償がなされた**「被保険者」**の**「損害」**に対して、保険金を支払いません。

担保B.

「当会社」は、**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）に起因して、**「保険期間」**中に**「被保険者」**に対して最初に提起された**「損害賠償請求」**につき、**「会社」**が**「被保険者」**と締結する補償契約に基づき**「被保険者」**が被る**「損害」**の補償を行う場合、**「当会社」**は、法律上認められる範囲において**「会社」**が**「被保険者」**に対して補償した**「損害」**に対して、保険金を支払います。

担保C.

「当会社」は、**「保険期間」**中に**「被保険者」**に対して最初になされた**「調査」**につき、**「被保険者」**が負担する**「調査対応費用」**に対して、保険金を支払います。ただし、**「会社」**が**「被保険者」**と締結する補償契約に基づき**「被保険者」**対してかかる**「調査対応費用」**の補償を行う場合、**「当会社」**は、かかる補償がなされた**「被保険者」**の**「調査対応費用」**に対して、保険金を支払いません。

担保D.

「当会社」は、**「調査」**にかかわり**「会社」**が負担するすべての**「調査対応費用」**をてん補します。ただし、法律上認められる範囲において、**「会社」**が**「被保険者」**に対してかかる**「調査対応費用」**の補償を行う場合に限ります。

「当会社」は、**「保険期間」**中に**「被保険者」**に対して最初になされた**「調査」**につき、**「会社」**が**「被保険者」**と締結する補償契約に基づき**「被保険者」**が負担する**「調査対応費用」**の補償を行う場合、**「当会社」**は、法律上認められる範囲において**「会社」**が**「被保険者」**に対して補償した**「調査対応費用」**に対して、保険金を支払います。

2.　用語の定義

この特約の適用に限り、普通約款２．用語の定義の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

2.1 **「損害賠償請求」**とは、**「不当な行為」**を申し立て**「被保険者」**に対してなされる次に掲げるものをいいます。

(i) 書面による請求

(ii) 民事訴訟または調停・仲裁手続

(iii) 刑事訴追

(iv) 行政機関による正式な法的手続

(v) 書面による時効の中断または停止の要請

2.2 **「会社」**とは、**「加入者証」**に加入者として記載される法人をいいます。

2.3 **「防御費用」**とは、**「損害賠償請求」**を防御または上訴するために必要な、事前に**「当会社」**の書面による同意（不当にその同意を留保するものではありません。）を得て**「被保険者」**が負担した妥当な争訟費用、裁判費用およびその他の費用（上訴供託金を含みますが、その供託を申し込むまたは提供する義務を負うものではありません。また、**「会社」**の**「役員」**の報酬または従業員の給与もしくは賞与等は含みません。）をいいます。

2.4 **「役員」**とは、**「会社」**の役員をいい、理事または監事を含みます。

2.5 **「従業員」**とは、次に掲げるいずれかの個人をいいます。

(i) **「会社」**の管理職または監督者としての地位にある従業員

(ii) **「雇用に関連する不当な行為」**における**「会社」**の従業員

(iii) **「損害賠償請求」**または**「調査」**に係わり、**「役員」**と共同被告とされたか、または共に**「調査」**への立会を要求された**「会社」**の従業員

2.6 **「雇用に関連する不当な行為」**とは、**「会社」**との雇用関係において、**「会社」**の過去、現在もしくは将来における従業員または**「会社」**の指揮監督下にある派遣社員に対して行う次に掲げる行為をいいます。

(i) 不当な解雇またはみなし解雇（解雇と同視しうる行為）

(ii) 不当な雇止め

(iii) 口頭、書面または黙示の契約に対する違反行為

(iv) 雇用に関連する虚偽の説明

(v) 差別行為

(vi) ハラスメント行為（セクシュアル・ハラスメント等の嫌がらせ行為を含みます。）

(vii) 採用、昇進または昇給に係る不当な扱い

(viii) 就労機会を不当にはく奪する行為

(ix) 不当な懲戒行為

(x) 在職権付与の拒絶または評価の懈怠

(xi) 身分照会に関する不正確な情報提供

(xii) プライバシーの侵害

(xiii) **「報復行為」**

(xiv) 労働関連法令違反

(xv) 名誉毀損

2.7 **「被保険者」**とは、過去、現在または将来における次に掲げるいずれかの地位にある個人をいいます。ただし、**「被保険者」**がそれぞれ当該地位のみに基づき遂行する、**「会社」**における職務の範囲に限ります。

(i) **「役員」**

(ii) **「従業員」**

(iii) 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定される学校法人の評議員または日本国内の他の法律で規定される評議員

(iv) **「役員」**、**「従業員」**または評議員が制限行為能力者になったか、または破産した場合における、当該**「役員」**、**「従業員」**または評議員の法定代理人または破産管財人

(v) **「役員」**、**「従業員」**または評議員の配偶者。ただし、当該**「役員」**、**「従業員」**または評議員の**「不当な行為」**に起因する**「損害賠償請求」**に限ります。

(vi) **「損害賠償請求」**の根拠となる**「不当な行為」**が行われた時点において**「会社」**の**「役員」**、**「従業員」**または評議員であった者が死亡した場合の相続財産管理人、法定相続人または法定代理人

「被保険者」には、会計監査人その他外部監査人は含まれません。

2.8 **「当会社」**とは、この保険を提供する当会社をいいます。

2.9 **「調査」**とは、**「保険期間」**中に、最初に、公的機関により書面にて**「被保険者」**が立会を要求される、**「会社」**の事業または活動に係る調査機関による公的な調査、検査または取り調べをいいます。

2.10 **「調査対応費用」**とは、**「被保険者」**の**「調査」**協力に直接係わり、**「当会社」**の事前の書面による同意の上で**「被保険者」**が負担し、または**「被保険者」**のために負担された、弁護士費用等の合理的な法的対応費用をいいます。ただし、**「会社」**の**「役員」**の報酬または従業員の給与は含みません。

2.11 **「損害」**とは、次に掲げるものをいいます。

(i) **「被保険者」**が**「損害賠償請求」**について法律上負担する損害賠償金および和解金

(ii) **「防御費用」**

(iii) **「調査対応費用」**

「損害」には次に掲げるものは含みません。

(i) 罰金、科料、過料、課徴金その他の法律上の罰金および制裁金

(ii) 法律上保険適用が認められないもの

(iii) 税金または税金に関連する徴収金

(iv) **「汚染物質」**の影響を検査、監視、浄化、除去、抑制、処理、中和、無害化もしくは評価し、または天然資源の原状回復を行うために要する費用

2.12 **「保険期間」**とは、この保険契約の**「加入者証」**に保険期間と記載される期間をいいます。

2.13 **「加入者証」**とは、**「当会社」**が**「会社」**に対して発行するJK保険（園総合補償制度）役員賠償責任保険加入者証をいいます。

2.14 **「汚染物質」**とは、汚染物質、刺激物質またはその他の物質をいい、油、煙、蒸気、すす、アスベスト、アスベスト含有物、煙霧、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物質等を含みます。廃棄物質には再生利用される物質を含みます。

2.15 **「先行行為」**とは、**「損害賠償請求」**、**「調査」**または**「損害賠償請求」**に発展するおそれのある**「不当な行為」**（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）をいいます。

2.16 **「報復行為」**とは、次に掲げる従業員の行為を契機として**「被保険者」**が行う**「不当な行為」**をいいます。

(i) **「被保険者」**の違法行為について、**「会社」**内外を問わず開示する行為または開示すると告げる行為

(ii) 法律に基づいて従業員の権利を行使する行為

(iii) ストライキまたはこれらに類似する行為

2.17 **「退任した役員」**とは、**「保険期間」**中に退任した**「役員」**をいいます。ただし、**「役員」**を解任された者は除きます。

2.18 **「有価証券」**とは、**「会社」**が発行するあらゆる株式または債券をいいます。

2.19 **「危険の変更」**とは、次に掲げるいずれかをいいます。

(i) **「加入者証」**に記載される加入者が他の組織と合併し、または他の組織に吸収されること。

(ii) **「加入者証」**に記載される加入者が資産のすべてまたは90%超を第三者に売却すること。

(iii) 第三者が**「加入者証」**に記載される加入者の発行済議決権の50%超を取得すること。

(iv) 第三者が**「加入者証」**に記載される加入者の**「役員」**の過半数の任命権を取得すること。

2.20 **「不当な行為」**とは、**「被保険者」**が**「被保険者」**としての地位において行い、または行ったと申し立てられた信義則違反、過誤、懈怠、誤った陳述、誤解を生む陳述、不作為、義務違反その他**「被保険者」**に対する損害賠償請求の対象となる行為（**「雇用に関連する不当な行為」**を含みます。）をいいます。

2.21 **「保釈保証費用」**とは、**「損害賠償請求」**に関して裁判所が課す、**「被保険者」**の保釈金またはこれと同様の金銭の支払義務を担保する保証その他金融商品に係る合理的な手数料（ただし、担保は含まれません。）をいいます。**「保釈保証費用」**のサブ・リミットは、**「加入者証」**に記載されるてん補限度額の10%を限度とします。

2.22 **「危機広報費用」**とは、**「損害賠償請求」**または**「調査」**により想定される悪影響または悪評を防止または限定する目的で、**「被保険者」**が合理的な裁量において雇用する危機広報会社もしくは危機広報コンサルタント、危機管理会社または法律事務所に対する合理的な報酬および関連費用で、**「当会社」**の書面による同意（不合理に留保するものではありません。）を得たものをいいます。**「危機広報費用」**のサブ・リミットは、500万円を限度とします。

2.23 **「ブランド保護対応費用」**とは、**「損害賠償請求」**の結果下された、**「被保険者」**

に有利な確定判決における認定を周知させる目的で、**「被保険者」**が雇用する広報会社または広報コンサルタントに対する合理的な報酬および関連費用をいいます。当該報酬および費用は、**「当会社」**の書面による同意（不合理に留保するものではありません。）がある場合に限り負担することができます。**「ブランド保護対応費用」**のサブ・リミットは、500万円を限度とします。

3. てん補しない損害

この特約の適用に限り、普通約款３．てん補しない損害の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

「当会社」は、次に掲げる**「損害賠償請求」**または**「調査」**に係る**「損害」**については、保険金を支払いません。

3.1 次に掲げる行為に起因し、または関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

(i) **「被保険者」**の故意による犯罪行為、背信行為もしくは詐欺行為（不作為を含みます。）または故意による法令違反

(ii) **「被保険者」**が法的な権利なく得た私的利益または便宜供与

この免責条項は、(i)または(ii)の行為が裁判所その他公的裁定機関による確定判決もしくは確定裁定または本人の認諾により、当該行為が認定された場合にのみ適用します。

3.2 現在係属中もしくは過去の、**「会社」**もしくは**「被保険者」**に対する訴訟その他の手続き（民事上、刑事上もしくは行政上の手続きまたは公的機関の調査を含みます。）であって、この保険契約の**「保険期間」**の開始日またはこの保険契約の**「保険期間」**が開始するまで**「会社」**が**「当会社」**と中断することなく継続して加入していた、この保険契約が継続契約となるJK保険（園総合補償制度）会社役員賠償責任保険の最初の保険期間の開始日のいずれか早い日より前に開始されたものに起因し、もしくは関連する**「損害賠償請求」**もしくは**「調査」**、または当該訴訟その他の手続きにおいて主張されたのと同一の事実もしくは状況を主張し、もしくはこれらの事実もしくは状況から派生する**「損害賠償請求」**もしくは**「調査」**

3.3 **「保険期間」**の開始日以前に契約された保険契約において保険会社に通知済の**「損害賠償請求」**、損害賠償請求のおそれ、または**「調査」**において主張された**「不当な行為」**または一連の関連する複数の**「不当な行為」**に起因し、または関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

3.4 日本国外でなされた**「損害賠償請求」**または**「調査」**

3.5 **「保険期間」**中に行われた**「有価証券」**の公募に起因し、または関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

3.6 次に掲げるいずれかに起因し、または関連する**「損害賠償請求」**または**「調査」**

(i) 身体の障害、精神障害、精神的苦痛、疾病または死亡

(ii) 財物の損傷または損壊（財物の使用不能損害を含みます。）

ただし、この免責条項は、**「雇用に関連する不当な行為」**または名誉毀損に起因して生ずる精神的苦痛については適用しません。

3.7 **「被保険者」**に対して全部または一部敗訴判決（**「被保険者」**に不利な内容を有する和解や調停を含みます。）が下された、**「会社」**の議決権保有者により**「被保険者」**に対して提起された代表訴訟

3.8 **「被保険者」**が対価を取り第三者に対して提供する業務の過誤に対する**「損害賠償請求」**または**「調査」**。ただし、この免責条項は、当該業務の履行者に対する管理不履行または管理責任の懈怠を請求の理由とする**「損害賠償請求」**または**「調査」**には適用しません。

3.9 保険料領収前に提起された**「損害賠償請求」**または**「調査」**

「当会社」は、次の免責条項を追加して適用します。

3.10 **「当会社」**は、この保険契約に従い、保険を提供し、保険金を支払いまたは給付金を提供することにより、**「当会社」**またはその親会社が国際連合の決議に基づく制裁、差止め、規制その他の貿易・経済制裁および欧州連合、英国、日本または米国の法律その他規制の発動を受ける可能性がある場合、当該保険の提供、保険金の支払い、給付金の提供を一切行わず、またその責任もないものとします。

上記いずれの免責条項の適用判断においても、個々の**「被保険者」**の**「不当な行為」**は、他の**「被保険者」**には影響しません。

4. 一般条項

この特約の適用に限り、普通約款4．一般条項を、次のとおり読み替えて、または次の規定を追加して適用します。

4.1 4.2（免責金額）の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

免責金額

「加入者証」に記載される免責金額は、**「損害賠償請求」**に係る**「損害」**に適用されます。それぞれの免責金額は、**「被保険者」**または**「会社」**が負担するものとし、**「当会社」**は、当該免責金額が適用される範囲内におけるいかなる金額についても、てん補しません。

4.2 4.3（損害賠償請求および調査）の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

損害賠償請求および調査

(i) 「損害賠償請求」または「調査」に係るこの保険契約における「当会社」のてん補責任は、「損害賠償請求」または「調査」について、「会社」または「被保険者」が速やかに書面にて「当会社」に通知することを条件とします。「保険期間」が終了した場合は、「保険期間」終了後90日以内に通知しなければなりません。

(ii) この保険契約に基づくすべての通知には、次に掲げる情報を含むものとします。ただし、この情報に限定するものではありません。

(a) 「不当な行為」に関する詳細な内容

(b) 関与するすべての当事者に関する詳細な内容

(c) 書面による請求の写しまたは書面による「調査」通知の写し

「会社」および「被保険者」は、「当会社」に対し継続的に当該情報を通知し、かつ、必要に応じて「当会社」に協力するものとします。すべての情報は、「当会社」の損害査定部門に対して書面により通知するものとします。

(iii) 「会社」および「被保険者」は、「当会社」の権利を妨げるいかなる行為もしてはなりません。また、「被保険者」は、「当会社」の事前の書面による同意なしに「損害賠償請求」を認め、もしくは和解し、または「防御費用」もしくは「調査対応費用」を負担することをしてはなりません。ただし、「当会社」は、不当にその同意を留保するものではありません。

「当会社」は、この保険契約が適用される「損害賠償請求」についての防御もしくは和解または「調査対応費用」の発生について参加し、「被保険者」が望む解決案に関して「被保険者」と協議する機会を与えられるべき権利を有するものとします。ただし、その義務を負うものではありません。

(iv) 「当会社」と「被保険者」または「会社」（必要に応じて）との間に、「損害賠償請求」に対する和解案に合意すべきか、または防御を継続すべきかに関して争いが生じた場合は、「当会社」は、その問題を解決するために主任弁護士（両当事者間で合意された弁護士をいいます。以下同様とします。）に意見書を求めることができるものとします。その決定は、「当会社」と「被保険者」または「会社」（必要に応じて）を拘束するものであり、当事者は和解案または訴訟の継続の可否に関連し、意見書に従い行動するものとします。当該意見書を入手するのに要する費用は「当会社」が負担するものとします。

(v) 「保険期間」中に、「会社」または「被保険者」が「損害賠償請求」が提起されるおそれのある状況を知った場合で、かつ、「当会社」にその旨を通知したときは、この保険契約においては、後に「被保険者」に対して提起された「損害賠償請求」は、「保険期間」中に提起されたものとみなします。なお、当該状況を説明する通知には、すべての事実および「損害賠償請求」を予期する理由を含め、日付、関与した当事者、金額を含む詳細な内容をできるかぎり正確に記載しなければなりません。

(vi) 「保険期間」中に、「会社」または「被保険者」が、「調査」に発展するおそれのある状況を知った場合で、かつ、「当会社」にその旨を通知した場合、この保険契約においては、後に「被保険者」に対して開始された「調査」は、「保険期間」中に開始されたものとみなします。なお、当該状況を説明する通知には、すべての事実および「調査」を予期する理由を含むその他の詳細な内容をできるかぎり正確に記載しなければなりません。

4.3 4.5（買収と合併）の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

買収および合併

「保険期間」中に「危険の変更」が起きた場合、次に掲げる規定が適用されます。

(i) 「会社」は、当該「危険の変更」の効力発生日から起算して30日以内に「当会社」に対して書面によりその旨を通知するものとします。

(ii) この保険契約によるてん補は、当該「危険の変更」の効力発生日前の「不当な行為」、または当該「危険の変更」前の行為に係る「調査」についてのみ適用されるものとします。

4.4 4.6（他の保険契約）の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

他の保険契約

「被保険者」または「会社」が「損害賠償請求」または「調査」について、（この保険が無ければ）他の保険契約（この保険契約の超過保険として別段の定めがあるものを除きます。）によりてん補を受けることができる場合、「当会社」は、この保険契約がなければ当該他の保険契約において支払われ得る金額を超過する「損害」のみをてん補します。

4.5 4.11（当会社に対する訴訟）の全文を削除します。

4.6 4.14（日本国内でなされた損害賠償請求または調査）の全文を削除します。

5. 延長報告期間

この特約の適用に限り、普通約款５．延長報告期間の全文を削除して適用します。

6. 告知および被保険者の分離

この特約の適用に限り、普通約款６．告知および被保険者の分離の全文を削除して適用します。

7.　拡張担保条項

この特約の適用に限り、普通約款７．拡張担保条項の全文を削除し、次のとおり読み替えます。

7.1　**退任した役員拡張担保**

「危険の変更」が起きず、かつ、この保険契約が更新されず、または他の会社役員賠償責任保険に代替されない場合、更新されなかった日から起算して10年間、**「退任した役員」**に対して提起された**「損害賠償請求」**または開始された**「調査」**について拡張担保します。ただし、**「役員」**でなくなる前になされた**「不当な行為」**または**「調査」**の対象となる行為に起因するものに限ります。

7.2　**労働安全衛生拡張担保**

てん補しない損害3.6の規定にかかわらず、この保険契約は、労働者の就業に係る安全配慮義務違反が主張された**「損害賠償請求」**に起因する**「防御費用」**を拡張担保します。

7.3　**保釈保証費用、危機費用、危機広報費用およびブランド保護対応費用拡張担保**

この保険契約は、次に掲げる費用を拡張担保します。

(i)　**「保釈保証費用」**

(ii)　**「危機広報費用」**

(iii)　**「ブランド保護対応費用」**

8.　読み替え規定

この特約の適用に限り、次の読み替え規定を適用します。

8.1　普通約款および保険法対応特約の規定を、次のとおり読み替えます。

(i)　**「保険証券」**とあるのは、**「加入者証」**

(ii)　**「申告書」**とあるのは、**「加入依頼書」**

(iii)　**「保険証券」**に記載される記名法人とあるのは、**「会社」**

(iv)　**「保険証券」**に記載される会社とあるのは、**「会社」**

社内調査費用特約（JK）

この特約が付帯された保険契約は、この特約で定める規定のほか、この保険契約を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

1.　用語の定義

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）2. 用語の定義を次のとおり読み替えて、または次の定義を追加して適用します。

1.1　**「損害」**の定義に**「社内調査費用」**を含めます。

1.2　**「特約開始日」**とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいいます。

(i)　この保険契約の**「保険期間」**の開始日

(ii)　最初にこの特約が付帯された**「先行契約」**の**「保険期間」**の開始日

本1.2において**「先行契約」**とは、この保険契約の**「保険期間」**が開始するまで**「会社」**が**「当会社」**と中断することなく継続して加入していた、この保険契約が継続契約となるJK保険（園総合補償制度）会社役員賠償責任保険の最初の契約をいいます。

1.3　**「社内調査」**とは、**「不祥事」**の調査および調査結果の公表を目的として**「会社」**が行う社内調査をいいます。ただし、**「社内調査」**は、**「保険期間」**中または**「保険期間」**の終了日から 180 日以内にニュースリリース、記者会見またはこれらに類似の手段により公表されることを条件とし、次に掲げるものを含みません。

(i)　**「第三者委員会」**による調査

(ii)　定期的な調査（公的機関による定期的な調査または業界全体に対する調査に関連するものを含みます。）

1.4　**「社内調査費用」**とは、**「社内調査」**に直接係わり、**「会社」**が要する合理的な費用（**「会社」**の**「役員」**の報酬または**「従業員」**の給与その他内部諸経費は含みません。）のうち、事前に**「当会社」**の書面による同意を得たものをいいます。なお、**「社内調査費用」**には、**「不祥事」**に直接係らない**「社内調査」**に係る費用は一切含まれないものとします。

1.5　**「不祥事」**とは、**「損害賠償請求」**または**「調査」**に発展する蓋然性があると**「会社」**が合理的に判断する、**「被保険者」**または**「会社」**の関係者が関与する犯罪行為その他の不正行為、不適切行為または法令違反をいいます。

1.6　**「第三者委員会」**とは、**「不祥事」**の調査および調査結果の公表を目的として**「会社」**が設置する委員会で、**「会社」**の**「役員」**、従業員または**「会社」**の顧問弁護士のいずれも委員に含まれていないものをいいます。

2. てん補しない損害

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）3. てん補しない損害に次に掲げる免責条項を追加して適用し、**「当会社」**は、次の各項に掲げる事由に起因し、または関連する**「社内調査費用」**については、てん補しません。

2.1 **「会社」**の、過去、現在または将来における理事の故意による犯罪行為、背信行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反。この免責条項は、当該行為が裁判所その他公的裁定機関による確定判決または確定裁定において認定された場合にのみ適用します。

2.2 **「保険期間」**の開始日以前に存在した保険契約において保険会社に通知済の**「不祥事」**もしくは一連の関連する**「不祥事」**または通知済の**「損害賠償請求」**、損害賠償請求のおそれもしくは**「調査」**において主張された**「不当な行為」**もしくは一連の関連する**「不当な行為」**

2.3 **「特約開始日」**以前に公表されたもしくは**「役員」**が認識していた**「不祥事」**（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または一連の関連する**「不祥事」**

2.4 **「危険の変更」**または**「会社」**の銀行取引停止、清算の決議もしくは清算手続の開始、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続もしくは類似の開始もしくは類似の倒産手続の開始

3. 一般条項

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）4. 一般条項に次に掲げる規定を追加して適用します。

3.1 **「当会社」**がこの特約においてて補するすべての**「社内調査費用」**の総額（サブ・リミット）は、1000 万円を限度とし、免責金額は適用されません。サブ・リミットは、**「加入者証」**に記載されるてん補限度額の一部であり、これに追加して支払われるものではありません。

3.2 **「保険期間」**中に**「危険の変更」**が起きた場合、この特約によるてん補は、**「危険の変更」**の効力発生日前に発生した**「不祥事」**についてのみ適用されるものとします。

3.3 この特約における**「当会社」**のてん補責任は、**「不祥事」**および**「社内調査」**の詳細な内容について、**「会社」**が遅滞なく書面にて**「当会社」**に通知することを条件とします。

3.4 同一の、または一連の**「不祥事」**に起因して行われるすべての**「社内調査」**は、ひとつの**「社内調査」**とみなします。一連の**「社内調査」**は、最初に**「社内調査」**が開始された時に、その後のすべての**「社内調査」**が行われたものとみなします。

4．拡張担保条項

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）7. 拡張担保条項に次に掲げる規定を追加して適用します。

4.1 **社内調査費用**

この保険契約は、**「不祥事」**に直接係わり**「保険期間」**中に最初に開始された**「社内調査」**に係わり**「会社」**が被る**「社内調査費用」**を拡張担保します。

第三者委員会設置費用特約（JK）

この特約が付帯された保険契約は、この特約で定める規定のほか、この保険契約を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

4. 用語の定義

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）2. 用語の定義を次のとおり読み替えて、または次の定義を追加して適用します。

1.7 **「損害」**の定義に**「第三者委員会設置費用」**を含みます。

1.8 **「特約開始日」**とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいいます。

(iii) この保険契約の**「保険期間」**の開始日

(iv) 最初にこの特約が付帯された**「先行契約」**の**「保険期間」**の開始日

本1.2において**「先行契約」**とは、この保険契約の**「保険期間」**が開始するまで**「会社」**が**「当会社」**と中断することなく継続して加入していた、この保険契約が継続契約となるJK保険（園総合補償制度）会社役員賠償責任保険の最初の契約をいいます。

1.9 **「第三者委員会」**とは、**「不祥事」**の調査および調査結果の公表を目的として**「会社」**が日本国内において設置する委員会で、**「会社」**の**「役員」**、従業員または**「会社」**の顧問弁護士のいずれも委員に含まれていないものをいいます。

1.10 **「第三者委員会設置費用」**とは、**「第三者委員会」**の設置に直接係わり、当該委員会設置期間中に**「会社」**が要する合理的な費用（**「会社」**の**「役員」**の報酬または**「従業員」**の給与その他内部諸経費は含みません。）のうち、事前に**「当会社」**の書面による同意を得たものをいいます。なお、**「第三者委員会設置費用」**には、**「不祥事」**に直接係らない**「第三者委員会」**の設置に係る費用は一切含まれないものとします。

1.11 **「不祥事」**とは、**「損害賠償請求」**もしくは**「調査」**に発展する蓋然性があると**「会社」**が合理的に判断する、**「被保険者」**または**「会社」**の関係者が関与する犯罪行為その他の不正行為、不適切行為または法令違反をいいます。

5.　てん補しない損害

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）3. てん補しない損害に次に掲げる免責条項を追加して適用し、**「当会社」**は、次の各項に掲げる事由に起因し、または関連する**「第三者委員会設置費用」**については、てん補しません。

2.5　**「会社」**の、過去、現在または将来における理事の故意による犯罪行為、背信行為もしくは詐欺行為または故意による法令違反。この免責条項は、当該行為が裁判所その他公的裁定機関による確定判決または確定裁定において認定された場合にのみ適用します。

2.6　**「保険期間」**の開始日以前に存在した保険契約において保険会社に通知済の**「不祥事」**もしくは一連の関連する**「不祥事」**または通知済の**「損害賠償請求」**、損害賠償請求のおそれもしくは**「調査」**において主張された**「不当な行為」**もしくは一連の関連する**「不当な行為」**

2.7　**「特約開始日」**以前に公表されたもしくは**「役員」**が認識していた**「不祥事」**（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）または一連の関連する**「不祥事」**

2.8　**「危険の変更」**または**「会社」**の銀行取引停止、清算の決議もしくは清算手続の開始、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続もしくは類似の開始もしくは類似の倒産手続の開始

6.　一般条項

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）4. 一般条項に次に掲げる規定を追加して適用します。

3.5　**「当会社」**がこの特約においてて補するすべての**「第三者委員会設置費用」**の総額（サブ・リミット）は、1000 万円を限度とし、免責金額は適用されません。サブ・リミットは、**「加入者証」**に記載されるてん補限度額の一部であり、これに追加して支払われるものではありません。

3.6　**「保険期間」**中に**「危険の変更」**が起きた場合、この特約によるてん補は、**「危険の変更」**の効力発生日前に発生した**「不祥事」**についてのみ適用されるものとします。

3.7　この特約における**「当会社」**のてん補責任は、**「不祥事」**および**「第三者委員会」**の詳細な内容について、**「会社」**が遅滞なく書面にて**「当会社」**に通知することを条件とします。

3.8　同一の、または一連の**「不祥事」**に起因して設置されるすべての**「第三者委員会」**は、ひとつの**「第三者委員会」**とみなします。一連の**「第三者委員会」**は、最初に**「第三者委員会」**が設置された時に、その後のすべての**「第三者委員会」**が設置されたものとみなします。

４．拡張担保条項

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）7. 拡張担保条項に次に掲げる規定を追加して適用します。

4.2　第三者委員会設置費用

この保険契約は、**「不祥事」**に直接係わり**「保険期間」**中に最初に設置された**「第三者委員会」**に係わり**「会社」**が被る**「第三者委員会設置費用」**を拡張担保します。

相続人追加てん補限度額特約　(JK)

この特約が付帯された保険契約は、この特約で定める規定のほか、この保険契約を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

1.　用語の定義

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）2. 用語の定義を次のとおり読み替えて、または次の定義を追加して適用します。

1.1　**「被保険者」**の定義に**「相続人」**を含めます。ただし、**「相続人」**の地位のみに限ります。

1.2　**「相続人」**とは、**「被保険者」**が死亡した場合の法定相続人をいいます。

2.　拡張担保条項

この特約の適用に限り、学校法人特約（JK）7. 拡張担保条項に次に掲げる規定を追加して適用します。

7.4　相続人追加てん補限度額拡張担保

「当会社」は、次に掲げる保険または補償によるてん補がすべて費消された場合、**「相続人」**に対して、**「損害」**をてん補します（以下「相続人追加てん補限度額」といいます。）。

(i)　**「保険証券」**に記載されるてん補限度額

(ii)　**「損害」**の一部でもてん補する他の会社役員賠償責任保険

(iii)　**「相続人」**に適用されるその他の補償

相続人追加てん補限度額は、**「加入者証」**に記載されるてん補限度額の10%を限度とし、この保険契約に基づく**「損害賠償請求」**もしくは**「調査」**の数、請求額または請求をする**「相続人」**の数にかかわらず、この特約におけるすべての**「相続人」**のすべての**「損害」**に対する**「当会社」**のてん補限度額の上限とします。

相続人追加てん補限度額は、**「保険証券」**に記載されるてん補限度額の一部ではなく、追加して支払われます。

保険法対応特約（D&O）　(40)

この特約が付帯された保険契約は、この特約で定める規定のほか、この保険契約を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。この特約の適用にあたっては、会社役員賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）4.7 保険契約の解除、4.8　代位および別表　短期料率表の規定については、この保険契約に適用しません。

1.　告知義務

1.1 **「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約**「申告書」**の記載事項とすることによって**「当会社」**が告知を求めたもの（他の保険契約等（注）に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、**「当会社」**に事実を正確に告げなければなりません。

（注）この保険契約と重複する保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。

1.2 **「当会社」**は、保険契約締結の際、**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、**「保険証券」**に記載される記名法人に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

1.3　1.2の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

(a)　1.2に規定する事実がなくなった場合

(b)　**「当会社」**が保険契約締結の際、1.2に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（**「当会社」**のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

(c)　**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が、**「損害」**の発生前に、**「告知事項」**につき、書面をもって訂正を**「当会社」**に申し出て、**「当会社」**がこれを承認した場合。なお、**「当会社」**が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に**「当会社」**に告げられていたとしても、**「当会社」**が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(d)　**「当会社」**が、1.2の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

1.4　1.2の規定による解除が**「損害」**の発生した後になされた場合であっても、7. 保険契約解除の効力の規定にかかわらず、**「当会社」**は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、**「当会社」**は、その返還を請求することができます。

1.5　1.4の規定は、1.2に規定する事実に基づかずに発生した**「損害」**については適用しません。

2. 保険契約者の住所変更

「保険証券」に記載される記名法人が**「保険証券」**記載の住所または通知先を変更した場合は、**「保険契約者」**は、遅滞なく、その旨を**「当会社」**に通知しなければなりません。

3. 保険契約の無効

「保険証券」に記載される記名法人が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

4. 保険契約の取消し

「保険証券」に記載される記名法人または**「被保険者」**の詐欺または強迫によって**「当会社」**が保険契約を締結した場合には、**「当会社」**は、**「保険証券」**に記載される記名法人に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

5. 「保険証券」に記載される記名法人による保険契約の解除

「保険証券」に記載される記名法人は、**「当会社」**に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

6. 重大事由による解除

6.1 **「当会社」**は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、**「保険証券」**に記載される記名法人に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(a)　**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が、**「当会社」**にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として**「損害」**を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

(b)　**「被保険者」**が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

(c)　**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が、次のいずれかに該当すること。

(i)　反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。以下、この条において同様とし

ます。）に該当すると認められること。

(ii) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(iii) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(iv) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

(v) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(d) (a)から(c)に掲げるもののほか、**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が、(a)から(c)までの事由がある場合と同程度に**「当会社」**のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6.2 6.1の規定による解除が**「損害」**の発生した後になされた場合であっても、7. 保険契約解除の効力の規定にかかわらず、6.1(a)から(d)までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した**「損害」**に対しては、**「当会社」**は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、**「当会社」**は、その返還を請求することができます。

6.3 **「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が6.1(c)(i)から(v)までのいずれかに該当することにより6.1の規定による解除がなされた場合には、6.2の規定は、次の**「損害」**については適用しません。

(a) 6.1(c)(i)から(v)までのいずれにも該当しない**「被保険者」**に生じた**「損害」**

(b) 6.1(c)(i)から(v)までのいずれかに該当する**「被保険者」**に生じた法律上の損害賠償金の**「損害」**

7. 保険契約解除の効力

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

8. 保険料の返還または請求－告知義務の場合

8.1 1.告知義務1.1により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、**「当会社」**は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

8.2 **「当会社」**は、**「保険証券」**に記載される記名法人が8.1の規定による追加保険料の支払を怠った場合（**「当会社」**が、**「保険証券」**に記載される記名法人に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、**「保険証券」**に記載される記名法人に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

8.3 8.1の規定による追加保険料を請求する場合において、8.2の規定によりこの保険契約を解除できるときは、**「当会社」**は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、**「当会社」**は、その返還を請求することができます。

8.4 8.1のほか、保険契約締結の後、**「保険証券」**に記載される記名法人が書面をもって保険契約の条件の変更を**「当会社」**に通知し、承認の請求を行い、**「当会社」**がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、**「当会社」**は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

8.5 8.4の規定による追加保険料を請求する場合において、**「当会社」**の請求に対して、**「保険証券」**に記載される記名法人がその支払を怠ったときは、**「当会社」**は、追加保険料領収前に生じた**「不当な行為」**による**「損害」**に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および特約に従い、保険金を支払います。

9. 保険料の返還－無効または失効の場合

9.1 3. 保険契約の無効の規定により保険契約が無効となる場合には、**「当会社」**は、保険料を返還しません。

9.2 保険契約が失効となる場合には、**「当会社」**は、未経過期間に対し日割りをもって計算した保険料を返還します。

10. 保険料の返還－取消しの場合

10.1 4. 保険契約の取消しの規定により、**「当会社」**が保険契約を取り消した場合には、**「当会社」**は、保険料を返還しません。

11. 保険料の返還－解除の場合

11.1 1.告知義務1.2、6. 重大事由による解除6.1または8. 保険料の返還または請求－告知義務の場合8.2の規定により、**「当会社」**が保険契約を解除した場合には、**「当会社」**は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

11.2 5. **「保険証券」**に記載される記名法人による保険契約の解除の規定により、**「保険証券」**に記載される記名法人が保険契約を解除した場合には、**「当会社」**は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

12. 損害賠償保険金の請求

12.1 **「当会社」**に対する保険金の請求権は、普通約款または特約に別段の定めがある場

合を除き、**「被保険者」**が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、**「被保険者」**と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

12.2 **「被保険者」**が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、**「当会社」**が求めるものを**「当会社」**に提出しなければなりません。

(a) 保険金の請求書

(b) 損害見積書

(c) その他**「当会社」**が13. 保険金の支払時期13.1に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に**「当会社」**が交付する書面等において定めたもの

12.3 **「当会社」**は、**「不当な行為」**の内容または**「損害」**の額等に応じ、**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**に対して、12.2に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または**「当会社」**が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、**「当会社」**が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

12.4 **「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が、正当な理由がなく12.3の規定に違反した場合または12.2もしくは12.3の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、**「当会社」**は、それによって**「当会社」**が被った**「損害」**の額を差し引いて保険金を支払います。

13. 保険金の支払時期

13.1 **「当会社」**は、**「被保険者」**が12. 保険金の請求12.2の手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、**「当会社」**が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(a) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、**「損害賠償請求」**または**「調査」**がなされた状況、**「損害」**発生の有無および**「被保険者」**に該当する事実

(b) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無

(c) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、**「損害」**の額および**「不当な行為」**または**「調査」**の対象となる行為と**「損害」**との関係

(d) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

(e) (a)から(d)までのほか、他の保険契約等の有無および内容、**「損害」**について**「被保険者」**が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、**「当会社」**が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

13.2 13.1の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、13.1の規定にかかわらず、**「当会社」**は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、**「当会社」**は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を**「被保険者」**に対して通知するものとします。

(a) 13.1(a)から(d)までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日

(b) 13.1(a)から(d)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

(c) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における13.1(a)から(e)までの事項の確認のための調査 60日

(d) 13.1(a)から(e)までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(e) **「損害」**発生事由が、過去の判例に照らして特殊な**「損害賠償請求」**である場合、高度な専門技術を要する業務に起因する**「損害賠償請求」**である場合、**「損害」**が広範囲にわたり同一事由の請求による損害賠償請求権者が多数存在する場合等、**「損害賠償請求」**の原因となる事由の形態が特殊である場合において、13.1(a) から(e)までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

13.3 13.1および13.2に掲げる必要な事項の確認に際し、**「保険証券」**に記載される記名法人または**「被保険者」**が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、13.1または13.2の期間に算入しないものとします。

14. 代位

14.1 **「損害」**が生じたことにより**「被保険者」**が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、**「当会社」**がその**「損害」**に対して保険金を支払ったときは、その債権は**「当会社」**に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

(a) **「当会社」**が**「損害」**の額の全額を保険金として支払った場合

「被保険者」が取得した債権の全額

(b)　(a)以外の場合

「被保険者」が取得した債権の額から、保険金が支払われていない「損害」の額を差し引いた額

14.2　14.1(b)の場合において、「当会社」に移転せずに「被保険者」が引き続き有する債権は、「当会社」に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

14.3　「保険証券」に記載される記名法人および「被保険者」は、「当会社」が取得する14.1または14.2の債権の保全および行使ならびにそのために「当会社」が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、「当会社」に協力するために必要な費用は、「当会社」の負担とします。

15.　先取特権

15.1　「不当な行為」にかかわる損害賠償請求権者は、「被保険者」の「当会社」に対する損害賠償保険金請求権について先取特権を有します。

15.2　「当会社」は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償保険金の支払を行うものとします。

(a)　「被保険者」が損害賠償請求権者に対してその「損害」の賠償をした後に、「当会社」から「被保険者」に支払う場合（「被保険者」が賠償した金額を限度とします。）

(b)　「被保険者」が損害賠償請求権者に対してその「損害」の賠償をする前に、「被保険者」の指図により、「当会社」から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(c)　「被保険者」が損害賠償請求権者に対してその「損害」の賠償をする前に、損害賠償請求権者が15.1の先取特権を行使したことにより、「当会社」から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

(d)　「被保険者」が損害賠償請求権者に対してその「損害」の賠償をする前に、「当会社」が「被保険者」に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、「当会社」から「被保険者」に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）

15.3　保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または15.2(c)の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、15.2(a)または(d)の規定により「被保険者」が「当会社」に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

16.　損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整

保険証券記載の支払限度額が、15．先取特権15.2(b)または(c)の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と「被保険者」が普通約款2.用語の定義2.13(ii)および(iii)の規定ならびに特約で別段に定める規定により「当会社」に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、「当会社」は、「被保険者」に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

17.　時効

保険金請求権は、12．保険金の請求12.1に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（別表）　短期料率表

既経過期間	割合
１か月まで	1/12
２か月まで	2/12
３か月まで	3/12
４か月まで	4/12
５か月まで	5/12
６か月まで	6/12
７か月まで	7/12
８か月まで	8/12
９か月まで	9/12
10か月まで	10/12
11か月まで	11/12
12か月まで	12/12